

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和3年度 第6回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和4年3月29日(火) 午前10時00分～11時51分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第38号 寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合</p> <p>(2) 諮問第45号 滞納管理システムと預貯金電子照会システム(pipitLINQ)の結合</p> <p>(3) 諮問第46号 Tokyo Music Evening Yube 観覧 募集、発券、観覧料収納業務委託に係る措置</p> <p>報 告</p> <p>(1) 生きづらさ支援員体制構築事業委託</p> <p>(2) 令和3年度認知症検診事業委託</p> <p>(3) 豊島区認知症検診案内等の印刷・封入・封緘委託</p> <p>(4) 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について (報告)</p> <p>(5) 改正個人情報保護法に関する報告</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉 隆義(会長)、松戸 浩、村山 健太郎、河原 弘明、 小林 ひろみ、辻 薫、岡 将太、紙子 陽子、國松 省三、田中 治、 戸内 洋二、苗加 一男 計12名
	説明者	子ども若者課長、収納推進担当課長、文化観光課長、自立促進担当 課長、高齢者福祉課長、総合窓口課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、欠席者、松下委員、升元委員がご欠席でございます。また岡委員が遅れていらっしゃるようでございます。

傍聴の方はいらっしゃいません。

本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。送付いたしました資料は、諮問資料2及び報告資料1から4でございます。

諮問資料1については、前回からの継続案件であり、特に追加資料はございません。報告5については、当日配付とさせていただいております。

また、資料をお送りした後、文化観光課より、急遽諮問をしたい旨の連絡がございましたため、諮問が1件追加となっております。皆様の机の上に配付させていただいております。資料3が該当の資料となります。それに伴い、次第も差し替えとなります。

不足してる資料がございましたら、お声がけいただければ、お持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：ただいまより、令和3年度第6回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、諮問事項3件、報告事項5件を予定しております。

まん延防止等重点措置は解除されましたが、いまだ感染者は多い状況でございます。本日も速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は1時間30分を目途としたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは早々審議に入りたいと思います。それでは本日の議題に入ります。

議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問第38号、寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合。

諮問第45号、滞納管理システムと預貯金電子照会システム（pipitLINQ）の結合。

諮問第46号、Tokyo Music Evening Yube 観覧募集、発券、観覧料収納業務委託に係る措置。

以上3件でございます。

そのうち、諮問第38号は前回継続審議とされたものでございます。

それでは、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチ押しいただき、発言が終わった際は、スイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

審 議 経 過

No.2

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：諮問第38号について、子ども家庭部子ども若者課長より、ご説明申し上げます。今回、新たにご用意した資料はございません。

子ども若者課長：子ども若者課、小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：着席して、結構ですので、よろしくお願いいたします。

子ども若者課長：ありがとうございます。

2月に開催されました第5回で諮問させていただきました、第38号、寄附金の収納事務に係る電子機器の結合でございます。

業務の概要でございますが、簡単に申し上げます。

寄附金収集事業者であるメルカリ及びメルペイ社から、寄附者から同意の上で個人情報収集し、区に提供していただき、区において寄附受領証明書の発行、発送等の業務を行うものでございます。

前回の審議において、寄附金収集事業者から区へ個人情報を提供する方法がメールであるため、メール以外の方法について、事業者と協議すべきではないかのご提案をいただいたところでございます。

このことにつきまして、事業者と協議させていただきました。そのご報告をさせていただきます。

事業者からは、メール以外の方法として、インターネット上のファイル共有ソフトを介しての情報の受渡しができる旨の提案がありました。しかしながら、豊島区として利用しているファイル共有ソフトは、個人情報の取扱いが禁止されているため、事業者から提案のあったファイル共有ソフトは利用できないということになっております。

また、委員からご提案ありました、さとふるのサイト等で活用している管理専用サイトについて、メルカリ及びメルペイ社のほうに確認をしたところですが、そのメルペイ寄附につきましては、構築していないことを確認いたしました。

そのため、個人情報を事業者のほうから区に提供する方法については、メール以外での情報収集ができないとの結論になりましたことをご報告いたします。

以上でございます。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

A委員：よろしいですか。

会 長：A委員。

A委員：前回、ちょっと情報のやり取りについて交渉してみたらどうかというふうに言って、私、基本的にそれでもう向こうがメールでない駄目だというふうに言うのであれば、やむを得ないなと思っていたので、結論としては仕方がないのかなというふうに思っています。

仕方がないというだけだと、あまり専門的な話ではないので、要はここで問題となっている政策の実現の可否について、どういうふうにか考えるかといいますと、何か、多分次出てくる滞納管理システムに関するようなものは、比較的重大な情報のやり

取りをするんだけど、公益が非常に重要だからやむを得ないというふうなことになってくるわけですが、これちょっと問題の出方が違って、情報が漏れたり、不適切な取扱いになることの危険性と、それから情報が漏れたときに起こる損害の重大性と、それから、そういうふうな損害が起こる可能性というふうなのを掛け合わせたものと、それから公益が実現される可能性と、それから公益の重大性を掛け合わせたものを比較して、こういうふうな問題を考えると思うんですけども。

率直に申し上げて、これ財政面で潤うかとか、それとか、あるいは若者の寄附文化の醸成というふうなものが、ちょっとどれぐらい重大なのかというのがよくにわかに判断しかねるところもあって、本当にそれがこれを通じて実現できるかというふうなところについても、前回、非常にご議論があったところだと思いますが、それが比較すべき公益側の問題で。他方、情報が漏れた場合のその重大性と、それから漏れる危険性というのを考えると、豊島区に寄附をしましたというふうなことで、もちろん、本人の意思に反して漏れてはいけないんですけども、そこまで完全に秘匿しなければならぬのかというと、そこまでの話でもなく、かつ電子メールについて、適切な取扱いをするのであれば、必ずしも漏えいする可能性が高いとも言えないのかなというふうに思いますので、公益が、要はどこまで重要なのかというのが微妙なところなんですけれども。ただ、それによって情報に対して及ぼされる危険性の程度もどこまで深刻なのかというのが微妙なので、総合的に考えて、行政庁のほうでやりたいのであれば、やむを得ないのかなというふうに思ったというのが私の思いです。

要は、何か次に出てくる議案というのは、非常に重要な情報の取扱いを、重要な公益のために取り扱うんですけども、こちらは、そこまで何かセンシティブでない情報について、そこまで重要なのかなとも、よく分からないような公益のために取り扱うというふうなことで、バランスが取れているのかなというふうに思いました。私の意見です。

特に回答はいいんですけど。

会 長：回答はよろしいんですね。

では、ほかにご意見、ご質問おありでしょうか。

B 委員、お願いします。

B 委員：私もメール以外の方法があればという話については、そのとおりだったんで、ないということでした。

それで、ちょっと多少誤解があるかなと思っているんで、寄附金の振込 1 回当たり 200 円の手数料を支払うとかあったではないですか。ただし、1 回の振込み額が 10 万円以上の場合は、甲は手数料の支払い義務を負わない。甲は乙に対して、給付金の振込 1 回、この 1 回の振込というのは、区民というか、利用したい人が振り込んだときの手数料ということなのか、それともメルカリのほうにいろんな寄附が集まって、それを区のほうに頂くときということなのかというのをちょっと改めて確認をさせていただきたいと思います。

会 長：事務局、どうぞ。

審 議 経 過

No.4

子ども若者課長：すみません、手数料についてですが、こちらはメルカリ社、メルペイ社が区に振り込むときの1回の手数料が200円となっております。そのため、一人一人が200円に満たないような場合は合算するという、区に振り込まれる形になります。メルカリ社が区に払う金額となっております。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：そのとき、つまり、例えば10万円以上になったら振り込むとか、そういう話もされる。そんなことはないということですか。

200円より少ないときには振り込んでもらわないということだと思んですけど、300円とか400円ぐらいのときも、ある程度そういうことも考えながら、寄附のお金の振込をやってもらえるという制度になっているということですか。

会 長：課長からどうぞ。

子ども若者課長：ありがとうございます。振り込むタイミングにつきましては、契約のほうで調整して、相談しながらやっていけるということになっておりますので、振り込まれる金額が200円未満の場合に、手数料をそのために払うということはないように調整していきたいと思っております。

会 長：B委員。

B委員：ちょっともう時間が空いてしまったし、そもそも自分自身がメルカリを介した寄附金というのが一体どういう動機で、うまくこの寄附文化を醸成するのかという点では、未知のところもありまして。それでも今若い人たちの中では、こういうこともあると。自分が不要なものを出して、それがお金になったときに、その全部、または一部を豊島区に寄附しますよと、こういう制度だと思うので、うまく高く買ってくれる人がいれば、高い寄附も入ってくるだろうし、その辺のところは未知数なのかなとは思っています。

ふるさと納税のときも、施策自体には、そんな賛成ではなかったけど、一応ご本人たちがやりたいということでやっている中で、個人情報扱いには十分注意しながらということで賛成もしてきましたので、今回の件もそういう意味では了解をいたします。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：すみません、前回の資料7の収納事務委託契約書（案）というところに、第3条の第2項、そこに振込み方法が、幾つか方法が示されていて、その本文で、豊島区の指定した（1）の方法とするというふうに書いてあるんですけども、その（1）だと、各月に収納した寄附金を振り込むという方法になっていて、金額が小さくてもということになっているんですけど、（3）とか、（4）とか、10万円に達しない場合は振込日を繰り越して、10万円に達してから振り込んでもらうという方法が例示されていますよね。

それで、3項を見ると、前項の振込み方法を甲乙合意の上、いつでも変更することができるということなので、豊島区が（1）の方法を選択したというふうに、指定したというふうに2項でなっているんですけども、これは、最初からあまり見込めな

審 議 経 過

No.5

いは場合は10万円まで達してから200円払う形にというふうに、先ほど契約の中でとおっしゃっていたんですけど、それは可能なんではないかなというふうに思うんですが。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：ありがとうございます。

協議して進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

会 長：ほかにご意見、ご質問は。

D委員、お願いします。

D委員：ありがとうございます。

前回のこの資料7の理由に、迅速かつ正確に寄附、受領の証明書を作成ということで、今お話しいただくと、入金というか、メールでお知らせが来るには、ちょっと日にちがかかるといような感じもしたんですけども、まとまってということですね。そういう意味で、まとめてお知らせするなり、発行するなりというふうになるんでしょうか。その点、確認したいんですけども。

会 長：課長、お願いします。

子ども若者課長：確かに、こちらが証明書を発行するのは入金を確認してからということになりますので、もし金額が集まらないような場合につきましては、証明書の発行が遅れることがあると思います。ただ、その場合につきましては、またメルペイ社、または寄附者の方と協議しながら、寄附者のご意向に沿うように協議しながら進めていきたいと考えております。

会 長：D委員。

D委員：ちょっと気になっていた点なんですけど、今、前回からご議論があったとおりに、確認していただいて、結果、メールしかないということで、例外の中に電子メール等以外に適当なものがないと認められるというようなことでございますので、賛成させていただきます。

会 長：ご意見……。

E委員、お願いします。

E委員：すみません、私、ちょっとこういうものが疎いんで申し訳ないんですけども、もう一つ、もう一回ちょっと何ていうのかな、最初から、どういう形態でやるのかというのを聞きたいんですけども。

要は、メルカリの寄附のところ、豊島区というものを登録をするということですよ。要するに、寄附をする方はそのボタンを押してもらえればという、そういう形態ですよ、たしか。だから、そこでどれだけいるかというのは分からないんですけども、そこはちょっと僕もいろいろと調べてみて、各自治体が結構やってるところが、今のところ、もう11市やっているというのは見たんですけども。ただ、目的というものがある程度見えているわけですよ。いろんな地域の自治体なんかでも。

そうすると、ここには福祉というだけで大まかなものしかないわけですよ。だから、どこにどういうふうな形で使われるかというものがやっぱり出てこない、なか

審 議 経 過

No.6

なか寄附というのはできないと思うし、申し訳ないんですけども、子ども若者課というのは、いまいち、まだ知名度というのは低いと思うんですよ。

その中で、どこまで寄附ができるかということがすごく懸念があったんで、前は何も言わずに反対はしてしまったんですけども、寄附という行為に対しては、僕は別に決して反対するわけではないんですけど、ちょっとやっぱりクリアではなかったんで、その辺のところをもう少しはっきりした使い道とか、そういうものが出てきて、初めて、寄附行為というものが出てくると思うんで、その辺のところをもう少し、本当は検討していただきたいなというふうに思っただけなんです。

一応、意見として、そういう感じだったんです。すみません。

会 長：ご意見ということで。課長のほうからよろしいですか、今のご意見。

子ども若者課長：ご意見ありがとうございます。今回の寄附につきましては、子ども若者応援プロジェクトといたしまして、豊島区の基金のほうに積立てをまずさせていただこうと考えております。

この基金の使い道についてですが、令和3年度につきましては、独り親家庭の方へ、お米の配布という形で食糧支援を行いました。このようにやっていることにつきましても、きちんとメルカリのサイトのほうでも明記し、また区のホームページでもこれからやっていくことについて、きちんとご説明できるように取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

会 長：よろしければ、ここで、この諮問の確認をさせていただきたいと思えます。

これを是とするか非とするか、確認させていただきます。是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。それでは、この諮問は終わります。

次の諮問に移っていただきたいと思えます。

区民相談課長：それでは、次の資料2、諮問第45号について、区民部税務課収納推進担当課長よりご説明申し上げます。

収納推進担当課長：すみません。資料説明をさせていただきます。

諮問第45号、滞納管理システムと預貯金電子照会システム（pipitLINQ）の結合の説明でございます。資料の2をご確認ください。

項番の1、件目でございます。先ほど申したとおり、pipitLINQとの結合でございます。

項番の2、業務の概要でございます。まず内容としまして、税の滞納が発生した場合、財産調査を行うこととなりますが、現在、滞納管理システムから滞納者情報を紙文書で出力し、金融機関へ預貯金照会を行っているところでございますが、これを電子照会に切り替える内容でございます。

対象者等でございますが、税務課の滞納管理システムに登録された滞納者に関する情報でございます。

審 議 経 過

No.7

3、相手方でございますが、p i p i t L I N Qのベンダーになります、株式会社 N T Tデータ・アイでございます。

結合方法でございますが、本区の基幹システム（滞納管理システム）と、N T Tデータ・アイの電子照会システム（p i p i t L I N Q）とをL G - W A N回線を介して結合し、各金融機関へ預貯金照会を行うものでございます。

今回、これを導入する理由でございますが、預貯金照会を文書による照会から電子化することにより、照会から回答にかかる期間が大幅に短縮されるほか、事務量の削減、ペーパーレス化などのメリットが受けられるためでございます。

項番の3から項番の5は、記載のとおりでございます。

項番の6、取り扱う個人情報でございますが、別表のとおり、この後、説明させていただきます。

項番の7、電子計算機の結合する時期及び期間でございますが、本審議会の承認後とするものでございます。

資料の2の別表をご確認ください。取り扱う個人情報でございます。

上段が滞納管理システム登録情報でございますが、下の段、左と右に分かれている情報が金融機関側から送られてきて、区として受領する預金情報でございます。

まず上の滞納管理システムに登録する情報としては、6項目、漢字氏名、カナ氏名、以下6項目を滞納者の口座情報を特定するために取り扱うものでございます。

その下、受領する預金情報でございますが、大きく七つ、(1)として、回答結果一覧、これは金融機関の名称、支店番号、口座番号、取引の有無等でございます。(2)としては、カナ氏名、漢字氏名といった金融機関情報。(3)口座情報としては、支店名、口座番号、残高などの情報でございます。(4)はその他の取引情報。(5)として、担保、保護預、出資金情報。(6)金融機関任意情報。そして(7)取引明細表としまして、出金、入金、残高の情報、こういったものを受領する予定となっております。

資料を1枚おめくりください。

今回の電子結合による流れ図でございます。左側、基幹システム環境、これが滞納管理システムでございますが、まず上のこの青い矢印の流れでございます。まずシステムから6情報を抽出しまして、これを区内L A N環境に落とし込んで、その後、このL G - W A N回線を通してp i p i t L I N Qというシステムのほうにデータを流す予定でございます。

その後、このp i p i t L I N Qと、各金融機関、これがA N S W E Rサービスという回線につながっておりますが、照会に対する回答をこの回線を通して、システム側に取り込み、その取り込まれた情報がこの赤い矢印の流れでございますが、L G - W A N回線を通して、最終的に区のシステムのほうに取り込まれるといった流れでございます。

資料、もう一枚おめくりください。

今回の諮問に当たって、関係する文書を添付させていただきました。関係文書①と

審 議 経 過

No.8

して、国税徴収法の抜粋でございます。この黄色い網かけの部分でございますが、第141条、これに則って、今現在、滞納者に関しては財産の調査を法的に行っている根拠となっております。今現在も既にこういった財産調査を行っているものを、今度は電子の結合により行っていく、そういった流れでございます。

もう一枚、資料をご覧ください。関係文書の②でございます。

これは、総務省からの通知でございますが、令和3年7月1日付のものでございます。これによりますと、預貯金等の照会、該当業務のデジタル化の推進についてということで、国のほうから、今現在、各自治体というのは、預貯金照会というのを原則書面で行っているところではありますが、これが金融機関、行政機関、双方において、大きな業務負担となっているところから、この電子化、デジタル化を推進してくださいといった文書でございます。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

F 委員、お願いします。

F 委員：一つ確認なんですけれど、従来はこれは豊島区のほうから直接各金融機関に照会しているということを、ちょっと一つ確認したいと思います。

会 長：事務局からお願いいたします。

収納推進担当課長：これは、各自治体から金融機関に照会しておりますので、豊島区から金融機関に文書という形で照会しております。

F 委員：分かりました。では、そのことを前提とした質問なんですけど、つまり、今回のこの諮問案件は、NTTデータ・アイという民間企業を照会手続の中に新たに組み込ませるといふ、そういうものということになるわけなんですね。

そうすると、一つ問題がありまして、これは民間事業者でありますので、当然、行政主体ではないということになるわけなんですけれど、これを果たして、特にこれセンシティブな案件であります。滞納処分の過程、前段階、行政調査に当たるわけなんですけれど、これに果たして、民間事業者をかませることは適当かという問題が出てくると思われるわけです。

今回のこの諮問文、資料を見ますと、事務量の削減、ペーパーレス化などのメリット等あったり、あと総務省の文書のほうもデジタル化の推進ということがうたってあるわけなんですけれど、ただ、これ業務の効率化ということだけで導入できるかという問題がありまして、これは先ほどB委員が言っておりました公益性との関係というところともつながるわけなんですけれど、この効率化というところだけが上がっていて、果たして、民間事業者をかませることが適当かどうかということについての問題意識というのは全く欠けてるわけなんですね。

これをどう考えるかということで、仮にこういったNTTデータ・アイをかませるのであれば、ここにおいて個人情報の保護システムがきちんとされてるかどうか、そして、もしも漏えいがあった場合など、どういう対処をするかとか、そういった観点からの文書があつてしかるべきだと思うんですけど、今回のこの資料2のほうに

審 議 経 過

No.9

は、そういったものが一切ないわけなんですね。先ほど、メルカリのほうはあったんですよ。ところがこっちのほうはないというのがちょっと気になるところです。

恐らく、NTTデータ・アイは預貯金照会システム、全国的なもので、恐らく豊島区を対象としたものに限らず、そういった文書というのはあると思うんですけど、ちょっとそれが添付されてないこの状況では、ちょっと気になるなというところがあるわけでありますので、その点、どういうふうに豊島区のほうでは考えておられるのか、ちょっとご意見いただければと思います。

以上です。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：国からの通知、最後のほうにございますが、既にデジタル化に取り組んでいる団体もあると。23区の中でも7区はこのpipitLINQというのを既に導入しております。

民間企業を照会の中に取り入れるというか、かませるという件でございますけれども、今回、このNTTデータ・アイというのは、LG-WAN-ASPサービス事業者ということになっておりまして、LG-WAN-ASPサービス事業者というのが、そのサービス事業者になるには、まず総合行政ネットワーク、ASPガイドラインに従って、申込書をこのJ-LISのほうに提出をして、ある程度審査を受けて、許可された業者というところで安全性というのは担保されているというふうに考えております。

また、このpipitLINQと金融機関をつなぐANSWERサービスでもございますが、これもネット回線ではなくて専用回線であるというところで、安全ということがありますし、このANSWERサービス自体が30年くらい実績がある、その間、事故というのもほぼなかった、そういった報告も受けておりますので、安全性という面では担保されていると考えているところでございます。

F委員：ありがとうございました。

ちょっと長くなって、すみません。最後に1点なんですけど、これは性質上、紛失とか、訴訟になるとか、そういったことも当然考えられるものだと思いますが、つまり、これは滞納者との関係ですね、豊島区が。そのとき、確かに古いからあれですが、紙がよくないというところの観点に総務省も立っておられるんですけど、逆にこういったやり取りについての資料が紙で残っているということは、逆に言うと、そういったやり取りがあったということを証明する手立にもなるわけでありまして。当然、電子化されてもログなどで残るんでしょうけれど、ちょっといささか不安なところが。つまり、今後は紙ではなくて、ログだけが残るということになると思うんですよ、照会の過程についての。だから、それが事後的な検証でどうかなというところはあるんですけど、これはちょっと意見にとどめておきたいと思います。

以上です。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：私は議会のほうでもこの問題はちょっと取り上げたんですけど、いわゆる電子化と

審 議 経 過

No.10

かが業務効率化になるということについては否定もしないし、いいというふうに思うんですが、今回のこの滞納管理システムと預貯金電子照会システム、pipitLINQの結合ということでは、今指摘もあったように、民間企業との結合になるというところが、やはり一つ大きな問題だと思っています。

今まで、LG-WANについては、行政、区というか、自治体とあと国のほうのリンク、その閉じた回線だというふうにしてやってきました。それ自体も、でも場合によっては、漏えいの危険だって絶対ないとは言えないというふうに思っておりますが、同時に、基本的には、これ民間とつなぐということは、インターネットでつなぐというところが出てきて、セキュリティ大丈夫ですかと言えば、皆さん、大丈夫ですとおっしゃるんですけども。一番は、この間のトヨタの系列会社が攻撃されて、実際工場が動かなくなった事例とか、最近でも、今のロシアのウクライナへの攻撃に関連しては、アノニマス、そういうところがかなり軍事情報なども捕まえたりしているということを見ると、100%ではないというところから考えますと、やはり、センシティブな情報をこういう形で民間企業を入れてやるということについては、私は反対です。

それで、同時に、やはり滞納管理のシステムの数字をちょっと確認してみましたところ、大量の照会がされているということで銀行のほうもその処理に困っているのかというんですけれども、例えば、豊島区だったらどのぐらいそういう事例があるのか、まず、お答えいただきたいと思います。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：文書照会をする件数でございますが、従来、紙文書でやっているときは、年間全店照会、支店照会ありますけれども、合計して約3万6,000件でございます。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：3万6,000件というのは、3万6,000人、滞納者がいるという、こういうことですか。

会 長：課長、どうぞ。

収納推進担当課長：3万6,000人ということではなくて、あくまでも照会をかけた件数でございます。ですので、一人の方について複数回照会した、そのカウントも含めて3万6,000件でございます。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：大体、滞納ということ自体がどのぐらいあるのかというのを聞いてもいいですか。

会 長：課長。

収納推進担当課長：令和2年度末現在、滞納者の方の人数でございますが、約1万1,000人くらいございました。その中で文書照会した方の人数というのと、大体3,000人から4,000人くらいになります。

会 長：B委員。

B委員：これが例えば今度、實際上照会するのが3,000人というのは、その人たちが、

審 議 経 過

No.11

やはり差押え等しなければいけないという人数なんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：滞納している方については、まず財産調査をして、その結果次第では、もちろん、税負担の公平性の観点から差押えしますけども、一方では財産が何もないという方もございます。その方の債権については債権放棄とか、徴収停止とか、そういう方向に持っていくので、財産調査が全て差押えをするためということではなく、滞納額の整理とか、債権管理の適正化ということにも資するものであると考えております。

会 長：B委員。

B委員：何が聞きたいかという、やはりいろいろ理由はあるかもしれませんが、1万1,000人という方が滞納せざるを得ない、滞納してしまう、そういう状況が現実にあつて、どうしてそういうことが起きるのか、あるいは本当に払えなくなっているのかどうかということについて、財産調査を区のほうが法律に沿ってするんですけども、やはり多くの方が滞納してしまうという、この事実ですね。そして、それを照会、それが全国になったらもっと大層なあれになるんですけど、その問題に本来は目を向けていかなければいけないのではないかと。

いろんな事情があると思いますけれども、多くの方々は払っていただいているとおっしゃいますが、例えば最近で言えば、源泉徴収的なことだと、もういや応なく給料から特別徴収で引かれてるとか。一方で、住民税というのは、前年度収入にかかってくる税金ですので、いつも国民健康保険料なんかもそうですが、その年急激に収入が減ると、前年度の収入でかかってきた税金というのは、払えなくなってしまうと。そういう実態もありますので、やはりそういうことも含めて、今の住民税のこれだけ滞納という状況が1万1,000人出てしまう、その根本のところをきちんと出ないようにしていくとか、そういうふうにする必要があるのではないかなと思います。

特に、所得税に比べて住民税というのは、課税額というのかな、非課税と課税の金額が違いますよね。所得税が非課税でも住民税はかかってくる。そういう税金ですから、考え方としては物すごく、何ていうのか、人頭税とか、より一層ちょっと過酷な税金になってきているところがありますので、そういう点なんかも含めて、財産調査をして、全部差押えをするという方向で処理するというのは、全部ではないですけど、そういう方向だけで効率化をしていけばいいという問題ではないのではないかと、私なんかは考えております。

もちろん、税金ですから、皆さん払っているのだから、払わなければいけないというのはありますが、どうしても払えないと、こういう人がいるということを考えると、財産調査をして、差押えをしていくと。こういう流れを進めるようなやり方は反対です。

同時に、今回は、マイナンバーは使わないということによろしいでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

審 議 経 過

収納推進担当課長：今回はマイナンバーは使用しません。

会 長：B委員。

B委員：しかし、これ法律を変えれば、マイナンバーを利用することは可能で、そうなれば、区というか、はっきり言えばそれでやりますよと言って、口座がひもづけされているようなことになれば、自動的にそういう口座を調べることもできていくわけで、その点も大変心配をしております。マイナンバーについて反対です。

それから、今回の一応確認ですが、対象は強制徴収債権と、これに、口座調査に使うと、こういうことでよろしいですか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：今回の対象者でございますが、強制徴収公債権である住民税と軽自動車税でございます。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：いろいろ滞納で言えば、それ以外にも国民健康保険とか、そういう介護保険とか、そういうものも一方であります。これは今回入ってないということを確認はさせていただきました。

さらに、実はこういう情報をやれるようにこれからも、まだ、それはやるとはおっしゃらないし、全然あれでしょうけど、財産調査的なことは様々な制度が、今、収入所得だけではなくて財産も含めて、条件を満たしているかどうかということで、課税制限されて、条件となっているものが幾つかあります。例えば、介護保険での施設の利用のときの食費、軽減制度ですね。いわゆる補足給付と言われる部分も、例えば収入だけではなくて、預貯金が幾ら以上あるかないか、今、自己申告でやっていますが、実はその預金通帳の残高を出すというだけでも嫌なので、やっぱり出したくないと言って申請しない方もおられますけど、そういう財産調査もこういう形がさらに進んでいけば、やればできると。いや、今回は諮問、そういうふうにはなっていませんけど、そういうことにも利用ができる。そういうことも含めて、もっと慎重に考えるべきだと思っております。

以上で、私は、これは反対です。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：これ非常に難しいところではあるとは思いますが、こういうふうな徴収の業務を効率化することによって、この豊島区の税務関係の職員がその他の滞納者に対する適切なケアに充てられる時間や労力というふうなものが増えるというふうな面もないのではないかなとは思いますが、ただ、それはこら辺での行政調査がこれを利用することによって、適切に行われるというふうなことが大前提となっていて、私ちょっと租税法関係の知識があまりないんですけれども、これ国税庁も同じシステムを使っているんですか。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：国税庁も同じシステムを使っております。

A委員：なるほど。国税庁のほうも既にこのシステムでやって、税務調査を行っているとい

審 議 経 過

No.13

うふうなことで、その際、導入の際に情報の取扱い等について、国のレベルでどういった議論があったかとかというふうなことをご紹介いただければと思います。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：申し訳ございません。国での導入時の議論というのは、ちょっと認識はしていないところでございます。

会 長：A委員。

A委員：そうですか。どういうふうな問題点について検討して、どういうふうな結論が出たかというのをちょっと国のほうの議論があれば、何かちょっと議論の参考になるのかなとは思ったんですけど。申し訳ない、私もちょっとそこら辺、知識がないので、純粋にお聞きした上で判断しようかなと思ったんですが、全くそこら辺の調査とかはどうでしょう。

すみません、私これに関しては、ちょっと知識がなく聞いているので、どういうふうな議論をして、国税庁、財務省のほうで導入したのか。何となくこれ、主管の官庁が総務省なので財務省と比べると、何か緩い感じでやってしまったというふうなこともあるのかなと思ってまして。ちょっと、今聞いてもお答えは出ない感じですかね。ちょっと国のほうの議論というのは。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：申し訳ありません。ちょっと国の議論というのは把握してございませんので、ただ、恐らく今回、豊島区で導入するに当たっては、ほかの自治体の導入の実績というのは参考にしておりますので、令和3年9月末現在で196機関で、こういったp i p i t L I N Qを導入しております。23区でいうと7区ございますので、その中である程度、安全性というのは議論され、承認されてきたのではないかとというふうを考えております。

A委員：なるほど、分かりました。非常にここら辺のどういうふうな議論がなされたかについて、数値的には導入されたというふうなことは理解して、そこから、何か適切な議論がされたというふうな推測は働くというふうなところまでは理解いたしました。

すみません、私もちょっと事前にどういうふうな議論があったのか、確認してこなかったもので、ちょっと申し訳ないんですけども、非常に、私ちょっと判断に迷うところなので、ちょっと国のほうの議論や、地方のほうの議論を紹介していただければよかったかなと思います。

ただ、一義的に反対というふうなことではなくて、先ほど申しましたように、こういう徴収業務が効率化されることによって、その他の滞納者に対するケアに充てられる労力が増えるというふうな側面はあるのかなというふうなことで、その点は評価できるのかなとは思っております。私の意見です。

会 長：G委員、どうぞ。

G委員：前回もそうだったんですけど、民間が入って、センシティブな内容については、かなり議論はすべきであるというのが、多分、ここの審議会でもよく出ている内容ではないかと思っていて。さっきもそうなんですけど、国がやってるからとか、国が推進

審 議 経 過

No.14

しているからとか、ほかの自治体がやってるとか、もちろん、その参考にはなるかもしれないんですけども、やはり、それとはまた話は別で、やっぱりやるべきかなと思っています。

ただ、その反面、さっきおっしゃっていたとおり、件数がかなり多いということもあって、これを導入することによって、かなり仕事の効率化が進むのではないのかなという意見も持っているのです。

私としては、一つ疑問があるのが、こっちの流れ図の中の基幹システム環境から庁内LAN環境に行くときの課長承認というところがあると思うんです。今までだったら書面を出して、課長がそれで、これだったら仕方がないねとか、そういう判断をしていくのかなと思うんですけども、今回に関しては、どういうふうにして、課長が承認するのか。ただ、例えば検索をかけた後に、後で承認したという体になってくるとよくないのかなとかと思うんですけど、どういうふうに。ペーパーレスだけど、ペーパーで出して、押して、それで検索をかけるのか。それとも、どういうふうにしてやるのかなと思ったんですけども。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：今後予定している課長承認の仕方でございますが、システム側で、担当者の方で確認をした上で、流すデータというのをつくった場合に、庁内のメールの中で承認依頼というのが課長のほうに飛んできますので、課長はそれをクリックすることで、そのデータの中身を見ることができます。それで確認をして、承認ボタンを押すという流れを考えているところでございます。

G委員：分かりました。ありがとうございます。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：ちょっと具体的に、この業務の業務量の削減というような話ですけど、3,000件から4,000件照会してる中で、これが今回、これを利用することによって、どのぐらいの業務量と時間とか、ちょっとどういうふうにはかかっていいか分かりませんが、その違いをちょっと分かったら教えていただきたいと思うんですけど。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：今までは文書照会だと約3万6,000件ございましたが、これが金融機関のキャパの問題もありまして、例えば1週間のうち何件までしか調査できないという、まずキャパがありましたので、これが取り払われることで、滞納者全員の調査はすることができる、実際やるかやらないかは別として、やるとしたら約6万5,000件ぐらいの調査はできるかなと考えているところでございます。

それによって、業務量でございますが、今現在、文書照会するときにシステムから滞納者情報を出して照会する文書というのを作成します。それを紙を折って、封筒に入れるという作業なんですけれども、1件当たり大体10分ぐらいというふうに考えております。これを発送件数に直すと、みずほ銀行、ゆうちょ銀行等であると年間3,000件、4,000件ございますので、それぐらいの文書量がシステム化によって減ると。

一方、システム化にかかる時間というのも、今想定しているのが、週に1回やるとしたら、1回あたり大体30分くらいで照会かけたい人のデータを抜いて、データをつくって、それを流し込むというのに30分くらいかかる。これが週1を予定していますので、その差額分の事務量は減るのかなというふうに考えているところでございます。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：なかなか想像もつかないところがあるんですけども、そういう意味では効率化がされるということで、もちろん、これはセキュリティの問題、先ほどもお話がありましたし、またほかの委員さんからも、その分、時間が空いた分、ケアしてというようなことがありました。私も税務課に滞納者、特に差押えがあった方と一緒に行って、相談に行ったことがありますけど、大変な時間も労力もかかりますし、そういう意味では、そういう方たちをどうしたらいいか、次につなげていくというのが、豊島区の一つの皆さんの連携でやっていただけてますけれども、何としてもその人を助けていただきたいとか、次に何ができるのかということに時間を割いていただきたいと。これ、さっきもお話いただきましたけども、ぜひ、効率化という点で言っていますけども、私は、ぜひそこに力を注げるような取組としてやっていただきたいと。これちょっとお願いですけども。

以上でございます。

会 長：ほかにご意見、ご質問は、ありませんか。

F委員、お願いします。

F委員：すみません、度々。今までの議論を聞いていて気になったのは、先ほど冒頭に申しました民間企業を徴収過程に入れることはいいかどうかという是非の問題に並んで、この滞納処分のハードルが下がるのではないかとというふうに思ったんですね。

といいますのは、業務の効率化自体を取ってみると、確かに、それは素晴らしいことなんですが、逆に言うと、これは照会に対するハードルが下がるということにもなるわけでありまして、先ほどの話ですと、滞納者に対して、実際に文書照会をしてるのは、大体3分の1ぐらいなんですね。これが、今回はこういったシステムを導入することによって、上がることになるのかどうか。それを危惧して、税金を滞納していれば、これは、もう税の公平性の観点からは、払ってもらうのは、当然ではあるわけですけど、まずいのはこれが濫用されて、いわゆる財産調査になってしまうと、これはこれで危惧されるところでありますね。

つまり、これ滞納ということになると、例えばうっかり滞納とかもあるわけでありまして、ただ、こういうのも形式的には、やっぱり滞納していることになるわけでありまして、この地方税法で準用されております国税徴収法では、その徴税職員は必要があるときはということしか書いてないわけですね。

そうすると、この必要があるときはということ徴税職員の判断で注意できるということになってしまうと、これは一旦、形式的に滞納がありさえすれば、こういった照会というのができるとなると。従来は、先ほど言われた一日何件という限界があ

審 議 経 過

No.16

ったのが、これもハードルがなくなるということでもありますから、これがとめどなく照会になっていく、文書照会、そして滞納処分につながっていくのではないかという危惧はあるわけでありまして、ここで伺いたいのは、こういうふうに負担が軽減されるといことで、文書照会については、今後どんどんやっていこうという意向であるのかということが1点。

2点目は、今、滞納者に対して、文書照会を受けることに対して、一部に限られているわけですが、部内では、これ課長承認が経てというふうに先ほど話もあったわけですが、どういった基準で文書照会をするケースとしないケースを振り分けておられるのかと、この2点について伺いたいと思います。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：まず、滞納者に関して、すぐに何でも財産調査をするということは、今もしてございません。もちろん、委員、先ほどおっしゃったように、期限をたまたま過ぎてしまう方もいらっしゃいますので。まず、税務課としては、そういった初期滞納者の方については、催告とか、電話催告、訪問催告とか、そういうことで納税を促すということに今も力を入れているところでございます。その中で、どうしても何度連絡をしても取れない、連絡が取れないとか、もしくはなかなか相談に応じていただけないという方に関しては、差押えを視野に、まずその前提として、財産調査をするということを考えているところでございます。

F委員：分かりました。では、もう一つの後の質問の課長承認の基準というのはどういった感じでしょうか。つまりこの文書照会する。これは従来どういった形で運用されているのかどうかについて。

会 長：課長、お願いいたします。

収納推進担当課長：この課長承認する基準も、今申した中で、どうしても財産調査をしていかなければならない人については、当然、課長承認をしていくというところでございますので。財産調査をする必要がない初期滞納者であるとか、まだ連絡をすることで納税していただけるような方、そういう方については、こういった課長承認での財産調査、文書照会というのは今もやっていないところでございます。

F委員：分かりました。ということは、滞納額であるとか、あるいは滞納期間であるとか、そういった客観的な基準というのは設定されておらないということですね。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：期間と言うと現年度課税については、そんなにすぐに財産調査をかけてということはあまり考えていないところでございます。また一方で職員が滞納案件に向き合って処理をしていく上で、マンパワーの問題もありますので、今のところ、20万円以上の滞納者については、職員が徴収吏員として担当につき、その中で必要に応じて財産調査をする場合もある、そういった基準はございます。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：判断に迷うところではあるんですが、この国税徴収法141条の必要と認められる範囲内について、豊島区のほうでしっかりとした基準をつくって、それに基づいてや

審 議 経 過

No.17

っていただく、そういう客観的な基準をつかった上で、それに基づいてやっていただくということは不可欠になってくるのかなというふうには思われます。要は、何か必要であるかどうかもちよっと分からないけれども、全件照会してしまうというふうなことが起こらないようにする必要はあると思いますし。恐らく、そうしないと、これ行政調査に関して行政不服審査になったり、あるいは訴訟になったりというふうなところで。最終的には、要はこの必要と認める範囲内がどうかというのは、裁判とか行政不服審査がコントロールするからいいとも言えるんですけども。ただ、そういう行政不服審査とか、裁判に進む以前の段階で、行政庁のほうで必要と認められる範囲内というふうなものについて、しっかりと内部で適切な範囲に判断する、誰が判断しても適切な判断ができるようにする必要はあるのかなというふうに考えております。

そういうふうな必要と認められる範囲内、あるいは必要があるときというふうなことの判断について、現状、客観的にできているのか。それから今後、新たな照会の形式というふうなものができることによって、何か整備する予定があるのかというふうなことについてお聞きしたいと思います。同じ内容ですけども。

会 長：課長、お願いします。

収納推進担当課長：今現在も課の内部規程でございまして、そういった方針のようなものをつくっております。例えば滞納額に応じて幾ら以上であると財産調査は何金融機関やるとか、幾ら以下であるともう少し少ない金融機関の調査でいいとか、そういった客観的な基準をもって、今運用しているところでございます。

A委員：なるほど。この新たな照会の方式というふうなことができることによって、何らかのその基準が変更されるということはないというふうなことでよろしいでしょうか。つまり、これによって、新たに何か照会する幅が広がるということではないということなんですかね。つまり、照会する範囲は変わらないというふうなことなのでしょうか。

会 長：課長からお願いします。

収納推進担当課長：今回の取組で、そういった基準の変更は予定してございません。あくまでも文書照会であろうと、電子照会であろうとやる件数というのは変える必要はないと考えておりますので、そこでの変更は想定してないところでございます。

A委員：分かりました。必要と認める範囲内、あるいは必要があるときについて、客観的な基準が立てられていて、もしもそこで間違っただとしても国の仕組みとして、行政不服審査があり、訴訟があるというふうなことを考えると、業務を効率化して滞納者に対する適切なケアというふうな部分にも労力を割くというふうな意味で、反対するまではないかなというふうに個人的には思っています。

H委員：よろしいでしょうか。

会 長：H委員、お願いします。

H委員：私も今の件が非常にちょっと引っかかったところだったんですけども。お話を聞いて、効率化からして簡単に照会ができてしまうときに、しっかりとした基準が今まで

審 議 経 過

No.18

どおりにやらないとちょっと問題が大きくなるのかなというふうに思っていました。でも今、課長から基準は変えないでということと言われてたので、その辺はちょっと一安心かなというところでございます。

会 長：ほかにご意見・ご質問はおありでしょうか。

それでは、ここで、この事項につきまして、これを是とするか、否とするか、確認をさせていただきたいと思えます。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長：多数の方が賛成ということで、これを是とさせていただきます。

では、この諮問は、これで終わらせていただきます。

次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料3、諮問第46号について、文化商工部文化観光課長よりご説明申し上げます。

文化観光課長：今日はよろしくお願いいたします。文化観光課長の宮下と申します。急な案件追加ということで、それをお許しいたきまして、ありがとうございます。着座して説明させていただきます。

それでは、3番目の諮問ということで、第46号、資料3に基づきまして、ご説明させていただきます。諮問資料の(業務委託)と書いてあるものに基づいて、ご説明いたします。

まず、件名がTokyo Music Evening Yube観覧募集、発券、観覧料収納業務委託に係る措置についてです。

内容は、池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)で開催している本格的なクラシックコンサート「Tokyo Music Evening Yube」の観覧につきまして、持続的・安定的な事業継続、クオリティの高い公演を実施するため、一部の公演を有料化し、観覧料収納業務を委託するものです。

1番、内容といたしまして、有料公演の場合、チケット申込み後の支払い方法は、オンライン予約におけるクレジット払い、セブンイレブンでの支払い、としまチケットセンター窓口での現金払い、クレジットカード払い、電子マネー決済、QRコード決済の方法があります。適正な方法により観覧料を徴収し、区が定める納付書により、概ね公演終了後3か月ぐらいいまでに、徴収した観覧料を区へ納付してもらいます。

2番の該当者ですけれども、Tokyo Music Evening Yubeの有料観覧の申込みをされる方、全てとなります。

3番の委託理由ですが、オンライン経由での観覧申込が原則となりますけれども、スマートフォンやパソコンの扱いになれていない観覧希望者もいらっしゃるので、窓口での応募、観覧料収納、発券手続などが必須の条件となっています。この条件を満たす事業者は、GLOBAL RINGを管理し、としまチケットセンターを運営

審 議 経 過

No.19

する公益財団法人としま未来文化財団に委託する以外に方法はなく、無料公演の観覧募集については、既に令和3年度より公益財団法人としま未来文化財団に委託しております。

4番目の効果ですが、豊島区立芸術文化劇場、あうるスポット、GLOBAL RINGでの公演については、令和4年度も引き続きとしまチケットセンターを活用することによって、豊島区のアート・カルチャーシーンを一体的に告知することが可能となると考えております。

大きな3番の一括承認基準の該当の有無ですけれども、類型はございません。個人情報の項目ですが、こちらに記載しております1番から9番の情報でございます。このうち、4番目に入りますが、過去の類似案件で、Tokyo Music Evening Yubeをコロナの感染防止対策ということで、事前申込み制に変更したんですが、その際に受託者が個人情報を収集することになるということになりました。令和3年3月29日に開催された令和2年度第6回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会において、一括承認基準類型16において、承認されたものも含まれております。

1番の氏名とか4番住所、5番電話番号、6番メールアドレスについては、この一括承認基準16で承認されておりました。

5番目の諮問理由ですが、区が主催するクラシックコンサートの有料公演において、受託者が観覧申込者から個人情報を収集して、観覧料を収納する業務は初めての試みであるということでございます。

6番目、取り扱う個人情報は別表ですが、すみません、別表のほうをお取り出しいただきたいと思っております。

6、「取り扱う個人情報」の項目ということで、1番氏名から9番クレジットカード情報まで、どういう場合にその情報が必要になるのかという、場合別に記載しております。

また、諮問資料に戻っていただきまして、7番目の情報の保護ですが、変更した条項はありません。

8番目、審議する対象範囲ですが、別紙2の「流れ図」をお取り出しいただけますでしょうか。

こちら、観覧申込、左上のほうにありますが、観覧申込をとしま未来文化財団のチケットセンターに行うんですが、その方がQR決済ですとかクレジット決済を選んだ場合に②のほうの下に点線が行きまして、セブンイレブンですとかクレジット会社、携帯キャリア会社、鉄道会社等の支払い方法を選んだ場合、その場合、下の決済会社から真ん中辺にございます指定納付受託者である三つの会社でございます。DGフィナンシャルテクノロジーとリクルートペイメント、あとリンクステーション、こちらのほうに決済処理の情報が入ってきまして、ここから、さらに公益財団法人としま未来文化財団のほうに決済情報、データベース連携の「携」という字がちよっと抜けて申し訳ございません。連携しておりますので、情報が入ってまいります。お金の

審 議 経 過

No.20

流れもそのように動いてきまして。最終的にとしま未来文化財団のほうから豊島区に、3か月ぐらい時間はかかるんですけども、収納されるという流れになっております。

それで、また諮問資料のほうに戻りまして、9番の委託先ですが、本審議会承認後、としまチケットセンターを運営する公益財団法人としま未来文化財団と特命随意契約を締結する予定でおります。

10番目の契約締結予定日は、令和4年4月1日を予定しております。

あとは、資料3の別紙3のほうには、としまチケットセンターの販売時の確認項目ですとか、あとは別紙4のほうにチケットセンターの収納方法一覧も添付しております。

また、別紙5には、としまチケットセンターで現金以外の支払い方法をするときの一覧表を写真で載せてございます。

最後、別紙6のほうには仕様書、豊島区がとしま未来文化財団のほうに委託をするときの仕様書になっております。

簡単で急ぎで申し訳ございません。説明は以上でございます。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

特にございませんようで……。

B委員：すみません。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：全然分からないと言うと悪いんですけど。やっぱり突然出してこれると分からないことがあるので。それで今、説明を聞いてちょっと分かりにくかったのが審議の対象範囲で、もう一回、ちょっと聞き逃してしまったんだと思うんですけど。審査する対象範囲としては、今回は委託についていいですかと聞かれているんですけども、個人情報としては、どの情報が審査の範囲なのかというのをまず聞いてもいいですか。

会 長：課長、お願いします。

文化観光課長：審査の範囲、個人情報の範囲ですけれども、そうしましたら、諮問資料のほうを使ってご説明いたしますと、3番のところ、個人情報の項目。今回、有料になったことによりまして、クレジットカードの情報ですとか、未来文化財団の会員ID、パスワードですとか、同行者の氏名、それから性別、生年月日と、今まで承認されていない部分を承認していただく必要があるため、今日、諮問をさせていただいたということです。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：頭が少し整理されました。前回、前回というか、区が主催するこのコンサートについて、入場制限という意味での事前申込みをしたときには、名前とか住所とかは一応聞いていたんですけども。今回は委託ということになって有料なので。ごめんなさい、手書きで3と書いてある、下のところに3と書いてあるものを、区ではなくて事業者が収集することについて、ここの個人情報保護の観点からはかかりますよということで、委託のことについてされたということですね。少し落ち着きました。

審 議 経 過

No.21

それで、あとは、では現在どんなことをやっているかという資料ですね。一覧がどうか。最後のほうに仕様書があって、委託内容が書いてあって。あと特記事項があると。今回は特記事項で今までと特別に変わったことはないし、再委託も行わないということなんですかね。

会 長：課長、お願いします。

文化観光課長：としま未来文化財団のほうに私たちは業務委託をしております、その中に、としまチケットセンターというのが内包されております。としまチケットセンターがこういうクレジット関係の支払いをするときに、としま未来文化財団のチケットセンターが個人情報収集する能力がなくて、そのチケットセンターが指定納付受託者ということで三つの会社にそれぞれ契約をしているんですね。再委託という形、区から見ると再委託という形になっているんですけども、実際はそうようにとしまチケットセンターは運営しているという事実がございます。

会 長：B委員。

B委員：実は、本当にこの間、議会であまりよく分かってないというか、質疑してもなかなか分かりにくいのが、としま未来文化財団という、いわゆる区の外郭団体に区民センターとか、新ホールとか指定管理で委託している。同時に別個に財団に対して、チケットセンターと、インフォメーションセンターを、これは業務委託をされている。さらに西口公園のところのリングの劇場についても、運営については未来財団に委託をされているんですよね。その委託料を払っているんですけども。

今回は、改めて、今までは無料だったGLOBAL RINGのところの有料の催しをやるので、それについての募集を……。ごめんなさい。よく分かんなくなってきたんですけど。それは何で分かりにくいかというと、財団が主催をしているわけではないということなんですよ、このEvening Yubeが。というか、そこがすごく分かりにくくて。財団が主催をすれば、財団として自分たちでお金を取るとか、そういうことであれば、この審議会にもかからないような内容です。同時にEvening Yubeということ自体は、区がお金を出している事業ですよ。これは委託をしているということではないということですか。

会 長：課長、お願いします。

文化観光課長：そうですね。このMusic Evening Yubeにつきましては、豊島区が主催しております、その一部のチケットの、今回は販売になりますけれども、については、としま未来文化財団のチケットセンターに委託をしているということになります。

会 長：B委員。

B委員：そうすると、あうるスポットや新ホール、いわゆるブリリアホールでやっている、いろんな演劇、これは区が主催はしていないということで、こういうことはなかったということよろしいですか。

文化観光課長：はい、そういうことです。

会 長：B委員、お願いいたします。

審 議 経 過

No.22

B委員：実は、私どもの会派としては、例の西口の公園の野外劇場自体、30億もかけて造って高過ぎるし、では、その後はやはりイベント、イベントで本当にそういうことだけに、イベント、イベントということがメインの公園になってしまったことには反対をしてまいりました。本当は、公園というのは憩いの場でもあるとともに、災害時の避難場所であったりして、やっぱりイベント会場ではないんではないかというのが、そういう理由であります。

確かに、当初から有料のお金を取ることも考えていますと言っていました、お金を取ってやるという、クオリティの高いものをやるというけど、いや、そこまで区が本当にやる仕事なのかという点では、甚だ疑問でありまして。もっと有料でやるということについては、本来、もう少し議会で議論が必要だったと思いますし。私の認識では、ほとんど、こういうことを来年度から有料でやりますという認識がありませんでした。ですから、会派にも全く相談しておりませんので、これについては賛成しかねると、こういうことになります。

以上です。

会 長：ほかにご意見・ご質問はおありでしょうか。

それでは、決を採りたいと思いますが、これを是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長：多数の方が挙手されましたので是とさせていただきます。

それでは、諮問はこれで終わらせていただきます。

以上で、本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。

次に、報告事項に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：続きまして、報告に進めさせていただきます。お手元の規程集の赤いインデックス「基本的な考え方」の49ページにございます、「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当する業務を新規に行った場合は、諮問を省略して委託が可能ですが、後日、そのご報告をする必要がございます。なお、報告1から3については、審議会事前一括承認基準に合致していることは、既に確認しております。

それでは、報告1、生きづらさ支援員体制構築事業委託について、保健福祉部自立促進担当課長よりご報告させていただきます。

自立促進担当課長：自立促進担当課長でございます。

生きづらさ支援員体制構築事業の業務委託について、ご報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

会 長：着席して、ご報告ください。

自立促進担当課長：まず、内容です。生きづらさを抱えた相談者に対し、臨床心理や社会福祉などの観点を持つ専門員が対応し、解決まで寄り添って支援をするものでございます。

こちらの窓口は、昨年7月にひきこもりの相談窓口を開設したところでございます。実際に相談に来られた方の状況を確認したところ、人間関係をうまく築くことが

できないといったような生きづらさを抱えている方々が約4割いらっしゃいました。その生きづらさを軽減するためのゴールを当事者が自ら決定していくために、そういった当事者の考えを引き出すといったことで、相談者の心にアプローチするために臨床心理などの専門知識を持った支援員を配置するといったものでございます。

対象者・取扱件数等です。豊島区在住のひきこもり等の生きづらさを抱えた者、1年間で80件を予定してございます。

理由・効果です。生きづらさを抱えた相談者への対応には、医療、特に心理や社会福祉などの専門的な知識を必要といたします。様々な思いがたまった状態で来られる、初回の相談の対応は最も重要でして、しっかりと受け止める専門的な体制を構築するといったことが、今後の継続性につながっていくといったところでございます。

取り扱う個人情報です。区が収集して事業者へ提供するもの、氏名、住所、性別、年齢、電話番号。事業者が収集するもの、氏名、住所、性別、年齢等、以下記載の項目でございます。

取り扱う理由です。相談対応窓口のため、相談内容や健康状態等を把握する必要があるためでございます。

収集禁止事項の有無でございますが、今、「有」にチェックをしてございますけれども、こちらは、類型18で取り扱う個人情報に含まれるため、収集禁止事項の該当はございません。

守るべき事項でございます。

1、個人情報保護の管理責任体制。こちらは、プライバシーマーク使用許諾事業者へ委託をいたします。

2、取り扱う個人情報のセキュリティ対策。個人情報を紙媒体で提供する委託、区の施設で電算処理を行う委託に該当いたします。所管課が確認すべき事項、そして受託者が守るべき事項は記載のとおりでございます。

3、業務の再委託はございません。

審議会事前一括承認基準の該当です。業務委託に関する審議会事前一括承認基準類型18に該当をいたします。

委託先です。特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンジへ委託をいたします。

委託の時期は、令和4年4月1日から開始となります。

簡単ではございますけれども、説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がございましょうか。

特にないようでしたら、次のご報告に移らせていただきます。

自立促進担当課長：ありがとうございました。

区民相談課長：続きまして、報告2、令和3年度認知症検診事業委託、及び報告3、豊島区認知症検診案内等の印刷・封入・封緘委託について、保健福祉部高齢者福祉課長より報告させていただきます。

審 議 経 過

高齢者福祉課長：高齢者福祉課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和3年度認知症検診事業委託（単価契約）について、まずご説明をさせていただきます。恐縮でございますが、着座にてご説明させていただきます。申し訳ございません。

会 長：着座で。

高齢者福祉課長：事業の内容でございますけれども、認知症の検診事業でございます。

対象者につきましては、認知症検診の受診者ということでございます。この検診事業なんですけど、今年度医師会と連携しながら、新たに取り組む内容となっております。

件数が約200名を想定しての実施ということでございます。

理由と効果でございますけれども、認知症検診事業の実施に当たりまして、認知症検診ができる医師及び認知症検診を実施できる医療施設の確保が必要不可欠であります。区が単独で体制を整備することは極めて難しいという状況でございます。そこで、地域医療に精通している豊島区医師会へ委託することで、当該事業の実効性を担保することが期待できるものと考えているところでございます。

取り扱う個人情報ですが、区が収集して事業者に提供するものはございません。事業者が収集するものとしましては、氏名、性別、生年月日、住所、以下記載のとおりでございます。

取り扱う理由は、検診事業に必要な情報のためでございます。

収集禁止事項の有無はございません。

守るべき事項の該当性ですが、1番、個人情報保護の管理責任体制は所管課により確認をさせていただきます。

また、3番、業務の再委託はございません。

6番の審議会事前一括承認基準の該当性でございますけれども、一括承認基準類型3に該当いたします。

委託先は、公益社団法人豊島区医師会。

委託の時期は、令和3年8月26日から令和4年3月31日まででございます。

続きまして、豊島区認知症検診案内等の印刷・封入・封緘委託について、ご説明をさせていただきます。

業務の内容でございますけれども、認知症検診の問診票、また認知症検診のご案内ですとか送付用の封筒の印刷作業、当該印刷物及び区が別途印刷するパンフレット等の封入・封緘作業でございます。

対象者は70歳・75歳の区民ということで、計約5,000件でございます。

理由・効果でございますけれども、当該印刷作業に当たりまして、約5,000部必要になりますけれども、問診票への「宛名氏名・住所・郵便番号」等の印字や送信用封筒の印刷が必要となりますが、区職員が単独で确实・迅速に実施することは難しい状況であります。そこで印刷事業に精通している印刷事業者に委託することで、当該事業の実効性を担保することが期待できるものでございます。

審 議 経 過

No.25

取り扱う個人情報、1、区が収集して事業者に提供するものにつきましては、対象者の氏名と住所でございます。事業者が収集するものはございません。

5番、守るべき事項の該当性でございますけれども、1番、個人情報保護の管理責任体制につきましては、所管課により確認をさせていただきます。

2番、取り扱う個人情報のセキュリティ対策でございますが、記載のとおりでございます。

3番、業務の再委託でございますけれども、こちらは「有」でございます。再委託の内容は宛名データ、郵便番号ですとか住所、宛名、カスタマーコードの印字ということでございます。再委託先はディーエムソリューションズ株式会社でございます。

審議会事前一括承認基準の該当性は、一括承認基準の累計4と5に該当するものでございます。

委託先は、株式会社白峰社。

委託の時期は、令和3年10月4日から11月30日まででございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がございでしょうか。

B委員、お願いします。

B委員：印刷・封入等の委託の案件なんですけど、宛名データだけ再委託をするというふうに、今回なっているんですね。イメージとして、いろいろちょっとすみません、中身とかそういうものもあると思うんですけど。よく中身、基本的にはそういうことも含めてできるような会社に結構委託をしてきたような気がするんですけど、今まで。今回、これだけ別にするということになる理由というか、別というか再委託になってしまうというところがちょっと分かりにくいと思うんですけど、こういうことは結構あるんでしょうか。

会 長：課長からお願いします。

高齢者福祉課長：恐れ入ります。やはり、経費の問題だったり、実施できる事業者というところもございまして。あと期間を限定されているところもございまして、どこで対応できるかというところを確認しながら、こちらの業者ということで。確かに、一つの事業所のほうで全部できれば、それにこしたことはないんですけど、そういうことができるような事業者になると経費が高くなったりですとか、そういったところもございまして、総合的に見込んでというところでございます。

会 長：B委員。

B委員：問診票への印刷と、それから一般的には、問診票とかそういう名前に印字があるものがあれば、それを見えるような窓の封筒で送ったほうが間違いがないではないですか。よく封入で間違えるのは本人と違うものを入れてしまったりとか。だから、何かそういう意味では、個人情報の言え、データを印刷するところがまず受けて、そして封入までやってくれるのが一番いいような気が、間違いがないような気がするんですけど。そういう点では、そういう窓開き封筒みたいになってたんですかね。

審 議 経 過

No.26

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：委員おっしゃるとおり、ちょっと見づらいかもしれないんですが、これが封筒の窓になっていまして、この窓のところに住所と氏名、こちらが問診票なんですが、こちらの左肩に書いたものが窓から見えるというような対応になっております。

B委員：そういうふうにはなっている。分かりました。取りあえず……。

会 長：よろしいですか。

B委員：いいというか、ちょっと疑問はありますが、個人情報の……。

はい、分かりました。では個人情報の間違ってしまうリスクは少ない形。少ないというかほとんどないような形での書類の送付だったということが確認できましたので、了解です。

会 長：ほかにご質問がないようでしたら、次のご報告に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告4、住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況についてでございます。

こちらは、平成15年1月24日付14答申第5号でご承諾いただきました「豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例」第13条第2項に基づき、毎年1回、審議会に報告を行うものでございます。

それでは、区民部総合窓口課長よりご報告させていただきます。

総合窓口課長：総合窓口課長でございます。

住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について、ご報告させていただきます。失礼いたしまして、着座にて説明いたします。

お手元資料は4点ございます。資料1-1、1-2、資料2、資料3、4点、4ページでございます。

資料1-1をお開きください。例年どおりの内容のご報告となります。

まず、1点目です。「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検」の実施についてということでございます。

自己点検というのは、どういったものかということ、この資料1-1では説明しております。住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ強化の一環として、平成14年度から「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」による自己点検を各市区町村で実施しております。

令和3年度、今年度におきましても、総務省より都道府県あてにチェックリストによる自己点検及びシステム運営監査を実施する旨の通知がありまして、都からの依頼に基づきまして、豊島区でも自己点検を実施し、都へ報告しております。

自己点検の目的につきましては、後ほど、ご確認いただければと存じます。

ページをおめくりいただきまして、資料1-2です。

その自己点検の実施の結果でございます。大体160ぐらいの項目がありまして、関係する課、十数課ございます、に総合窓口課も含めまして、自己点検を実施しております。

審 議 経 過

No.27

各項目、回答番号というのが表にありますけれども、0から3まで。0というのは該当しない項目です。該当する場合は1から3まで。「整備していない」という1から「運用している」という3まで。3が適切に運用しているということになりますけれども、これで評価をしていくということです。

一番下の表に豊島区の平均点とありますけれども、今回、令和3年度、3点ということで。これは、昨年度も3点でした。実は2年前につきましては2.9幾つということで3点に満たなかったんですけれども、2年前に改善をいたしまして、昨年度及び今年度3点という点数を得ていると。自己点検ということではあります、適切に運用しているという評価でございます。

資料2をご覧ください。

CSルームの入退室状況についてということです。こちらは、庁舎のあるところに、CSルームというのがございます。そこへの職員やベンダーの入退室の記録ということで数字を載せております。あと入退室の理由ですね。これにつきましては、この表を見ただけでは数字しか分からないところではあります、豊島区住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱というのを定めまして、適切に管理をしているということでございます。

最後に、資料3をご覧ください。令和3年度マイナンバーカードの交付及び利用状況について、三つの項目がございます。

項番1、住民基本台帳カードについて、これは昨年度も申しましたけれども、住民基本台帳カードについては、もう交付は終了しております。

項番2、23区マイナンバーカードの交付状況（令和3年12月31日現在）、ちょっと古い数字で恐縮ですけれども、23区各区の状況、人口から始まりまして、申請の数、申請率、交付の数、交付率をお示ししております。

豊島区は、グレーで塗られたところがございます。12月末現在の交付の割合、令和3年1月1日時点の人口を基にした交付の割合というのが48.2%。最新の数字、最新と言っても2月末ですけれども、まだ50%に満たないぐらいですけれども、49.5%ということになっております。今月3月末には、恐らく50%を超えるのかなというふうに思っております。

資料3の項番3ですけれども、マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票、印鑑登録証明書、税証明が取れます。その取得数でございます。表は令和2年度、昨年度と今年度の12月末現在、違う期間を比較しておりますので、令和3年度のほうが少ない数字になってしまっておりますけれども、令和3年度の12月末時点合計を見ていただくと5万8,000、これに1月、2月、3月の数値が乗ってくるので大体7万件を超える数字かなというふうに予測をしております。コンビニ交付が始まって以来、毎年度、皆さんがマイナンバーカードを持っていただくにしたがって、交付数というのはどんどん増えてきているという状況でございます。

説明は以上でございます。

会 長：報告事項ではありますけれども、ご質問がありましたら、いかがでしょうか。

特にございませぬようでしたら、次の報告に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告5、改正個人情報保護法に関する報告について、私よりご説明させていただきます。

改正個人情報保護法と行政情報・個人情報保護審議会についての資料をお取り上げ願います。それでは、ご報告させていただきます。

昨年、改正個人情報保護法のガイドラインが春には公表されるので、その際には、ご報告させていただきますとお伝えしたところですが、ガイドラインがまだ公表されておりませんので、案の段階のガイドライン等に基づいて、改正法の概要と保護審の所掌事項の影響等について、ご報告をさせていただきます。

まず、項番1、改正の目的ですが、(1) 3法（行政機関・独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法）の統合でございます。これは、これまで対象ごとに三つの法律があったところを統合したというものでございます。

まず、国の省庁を対象とした行政機関個人情報保護法と国レベルの独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法、そして民間事業者を対象とした個人情報保護法を一つにしたというものでございます。これに地方公共団体等も統合され、全国共通ルールが規定されました。

(2) 個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護。

(3) 個人情報委員会により法の一元的な解釈と執行の確保。

(4) デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応。

次に、項番2、改正法と豊島区個人情報保護条例との主な相違点でございますが、ここでは、主な事例として目的外利用、外部提供、電算処理・オンライン結合について、取り上げましたが、条例で制限している場合は法令で定めがある場合などの例外時を除いて保護審に諮問することとなっておりますが、改正法での取扱いは条例とは異なります。目的外利用は、内部利用は可。外部提供は、他の行政機関提供は可。電算処理・オンライン結合については、制限は許容されないとなっております。

次に、項番3、保護審所掌事項に関する国の見解でございますが、保護審の所掌事項は大きく3分野ございますので、分野別にご説明させていただきます。

まず、1番目の個人情報に関する事項、これは個別諮問、また制度に関することでございますが、国の見解では、独自の規定は許容されないということになっております。個人情報保護委員会が法の解釈運用を一元的に担うということでございます。

次に、2番目、行政情報に関する事項。こちらにつきましては、これも、かなり古い話になるんですけども、そもそも行政情報公開の単独の委員会というのが昭和60年に設立されまして、その際は、目的はいわゆる公開の原則を職員に定着させる。今からではちょっと信じられないんですが、やはり公開するもんなんだよというのを定着させるための委員会が単独でございました。それが平成13年になりまして、個人情報保護の委員会と二頭立てであったものを一つにするということで、現在の形になってございます。ですので、もう既にそういった職員の意識などは定着しているというところがございまして、これまで諮問等の実績はございません。

審 議 経 過

No.29

そして、次に3番目、第三者点検。これは特定個人情報保護評価、要するに個人番号を含む個人情報の安全管理措置を国に提出する前の点検ということで、現在は保護審で実施しているところでございます。これについて、国の見解としては、保護審での点検は妨げられないというものでございまして。また、根拠規定、規則があるんですけども、それでは必ずしも保護審での所掌する必要はないというところがございます。

次に、項番の4、審議会等への諮問に関する規定。今回の改正法の129条の中の主要な部分だけ、ここに抜粋してございます。改正法での規定では、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限って、審議会等に諮問することができるとなっております。ここが非常に分かりづらいところでございますが、国の見解としては、この場合の専門的な知見とは、安全管理措置に関連したサイバーセキュリティに関する専門的な知見等を想定しているというところがございます。

次に、項番の5、まとめ（改正法施行後の審議会の所掌事項）というところで。まず、個人情報に関する事項でございますけども、こちらについては、独自の規定は許されない。そして、行政情報公開制度等については、現在のところ、審議会への諮問等の実績がなく、今後もないのではないかと思います。次に、特定個人情報保護評価・第三者点検につきましては、必ずしも保護審で所掌する必要はないというところがございます。次に、改正法による審議会等への諮問につきましては、安全管理措置に関する事項が想定されているというところがございます。

私からの報告は以上でございます。

なお、保護審の今後の在り方等につきましては、法律及びガイドライン等に基づき、適正・適切に検討し、改めてご報告いたします。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問はありますでしょうか。

B委員。

B委員：たしか、この保護審でいろいろ審議してきた内容は、ここにある条例である目的外利用、外部提供、電算処理・オンライン結合に、業務委託についてもやってきたと思うんですけど。今言ったここに書いてある三つは、もう保護審の諮問は必要ないかのような形に見えます。そういう意味では、それと、その業務委託、そういうことについてはどうなるんでしょうか。

区民相談課長：よろしいでしょうか。

会 長：井上課長からどうぞ。

区民相談課長：ガイドライン等を見ますと、いわゆる個人情報の取得とか、利用とか、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めてはならない。ならないということで、今来ているところがございます。

ですので、現在、個別諮問、当審議会で行っておりますけども、そういったものについては、許容されないというのが国の立場です。

会 長：B委員。

B委員：そうすると、個人情報保護審議会等はなくなるみたいなイメージなんですか。

審 議 経 過

No.30

会 長：課長、どうぞ。

区民相談課長：保護審の在り方については、先ほども最後に申し上げたとおり、今、国の状況がかなり分かってきた段階ですけれども、正式なガイドラインというのは、まだ出ていない状況でございます。ということですので、それら踏まえて考えることとなります。

B委員：では、まとめます。

会 長：B委員。

B委員：やはりこの間、ずっとここの中で、学識経験者の皆さんや私たちは公益になるのかな、あと、それから区民あるいは公募の方々のいろんな意見をいただきながら、どう個人情報を守るかとか、こういうことが実は委託をされているんだよとか、私はよく反対しましたが、反対するだけが理由ではなくて、やっぱり問題があることについての意見を言ってきたつもりはありまして。今回の法律は、そういう意味では……。ごめんなさい、それがあります。

それで、結構個人情報というのは、自治体は大量に持っておりまして、歴史的にそれをどう守るかということ、ノウハウを蓄積してきたというふうに思っておりますが。そういう意味では、地方自治の本旨というか、住民の福祉を守るという、そういうところもすごく頑張ってきたと思うんですが。一片の法律と、一片ではないな、一括法でしたから、何個か法律が合わさってきましたけど。あとは国が決めるガイドラインで、そういうものを全部言ってみれば、リセットしてしまうというのは、大変許し難いことだなということは思っています。

以上です。

会 長：ほかにご意見はございませんでしょうか。ご質問等がありませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、これで報告事項を終わらせていただきます。

本日の議題は以上となります。

最後に事務局より連絡事項がありましたら、お願いいたします。

区民相談課長：本日は年度末のお忙しい中、会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度の開催は本日が最後となり、次回は、令和4年度第1回となります。令和4年5月中旬以降の開催を予定しておりますので、来年度以降もご協力賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会 長：それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

合 議 結 果

議 事

次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。

審 議 経 過

No.31

	<p>諮問第38号 寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合</p> <p>諮問第45号 滞納管理システムと預貯金電子照会システム（pipitLINQ）の結合</p> <p>諮問第46号 Tokyo Music Evening Yube 観覧募集、 発券、観覧料収納業務委託に係る措置</p> <p>次の事項について報告された。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生きづらさ支援員体制構築事業委託(2) 令和3年度認知症検診事業委託(3) 豊島区認知症検診案内等の印刷・封入・封緘委託(4) 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について（報告）(5) 改正個人情報保護法に関する報告
提出された 資料等	<p>資料1 寄附金の収納事務に係る電子計算機の結合</p> <p>資料2 滞納管理システムと預貯金電子照会システム（pipitLINQ）の結合</p> <p>資料3 Tokyo Music Evening Yube 観覧募集、 発券、観覧料収納業務委託に係る措置</p> <p>報告1 生きづらさ支援員体制構築事業委託</p> <p>報告2 令和3年度認知症検診事業委託</p> <p>報告3 豊島区認知症検診案内等の印刷・封入・封緘委託</p> <p>報告4 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について（報告）</p> <p>報告5 改正個人情報保護法に関する報告</p>